

資料 4

令和 5 年台風第 13 号に係る被害状況等について

県薬の対応（災害対策本部の設置）

		県	県薬	災害救助法適用地域
1	福島県	○	—	2 市
2	茨城県	○	—	3 市
3	千葉県	○	—	4 市 4 町

●県：日薬事務局調べ（各県ホームページより確認）

●県薬：日薬事務局調べ

●災害救助法適用地域：内閣府公表（9月9日2時50分）資料【第3報】より

会員・薬局等の被災状況（県薬調べ、厚労省等発表）

		県薬調べ	厚労省発表
1	福島県	相馬地区：一部損壊 1 件、床上浸水 3 件、床下浸水 1 件 双葉郡地区：なし いわき市地区：一部損壊 3 件、床上浸水 6 件、床下浸水 3 件、 <u>被災薬局全て営業再開確認済</u> (9/19 11:00 現在)	南相馬市 1 件：浸水 1 件（営業可）、 いわき市 10 件：浸水 10 件（営業可 7 件、営業再開 3 件）
2	茨城県	水戸地区：その他被害 1 件、ひたちなか地区：一部損壊 1 件、常陸大宮地区：一部損壊 1 件、日立地区：一部損壊 3 件、床上浸水 2 件、床下浸水 1 件、高萩地区：一部損壊 1 件、床上浸水 3 件 (9/19 11:05 現在)	—
3	千葉県	山武地区：床上浸水 5 件 (9/19 11:08 現在) 調査継続中	—

厚労省発表（9/14 9:30 現在）

避難者数・避難所数

		避難所数	避難者数
1	福島県	3	22
2	茨城県	1	5
3	千葉県	1	25
	合 計	5	52

●内閣府ホームページ防災情報：

令和5年9月12日8：00分現在 内閣府

・避難等の状況（内閣府情報：9月12日6：00現在）より

令和5年台風第13号について（第8報）

1 厚生労働省における対応

(1) 9/7 15:00 厚生労働省災害情報連絡室設置

2 医療関係

(1) 医療関係全般（9月14日9時30分時点）

- 各都道府県に対し、台風の影響による医療施設等の被害情報について EMIS 等を通じた情報収集、情報提供を依頼。また、都道府県等を通じて、管内施設管理者に対し、気象・防災情報に留意しつつ、必要な行動をとることや非常用自家発電設備の燃料を確保しておくことなどの注意喚起を依頼（9/7）。

9月8日 千葉県 EMIS 警戒モードに切り替え。

→9月9日 EMIS 警戒モード解除

9月8日 茨城県 EMIS 警戒モードに切り替え。

→9月9日 EMIS 警戒モード解除

9月8日 埼玉県 EMIS 警戒モードに切り替え。

→9月8日 EMIS 警戒モード解除

(2) 医療施設の被害状況（9月14日9時30分時点）

現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(3) 医薬品・医療機器製造販売業、卸売販売業関係

現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

3 生活衛生・食品安全関係

(1) 水道の被害状況

① 断水の状況

- 福島県内の事業者において発生していた断水解消済み。
- 茨城県内の事業者において発生していた断水解消済み。
- 千葉県内の事業者において発生していた断水は解消済み。
- 引き続き情報収集に努める。

県・市町村 ・事業者名	断水戸数（戸）		断水 期間	被害等の状況
	最大	現在		
【福島県】	44	0	9/9	・配水管（添架管）流失

いわき市			～9/10	・ 停電による断水 (断水解消済み)
【茨城県】 北茨城市	41	0	9/9	・ 地下貯水槽への雨水流入 ・ 水道管破損 (断水解消済み)
<small>たかはぎし</small> 高萩市	5	0	9/8 ～9/9	・ 道路崩落による配水管破損 (断水解消済み)
<small>ひたちし</small> 日立市	3	0	9/8 ～9/9	・ 河川増水による水管橋流失 (断水解消済み)
<small>ひたちおおたし</small> 常陸太田市	3	0	9/8～ 9/11	・ 河川増水による水道管（添 架管）破損 (断水解消済み)
【千葉県】 鴨川市	80	0	9/8 ～9/10	・ 配水管破損 (断水解消済み)
合計※	176	0		

※：各市町村等の断水戸数の合計

② その他

水道事業者等に対して、水道施設が被災した場合の対応などについて注意喚起を行うとともに、都道府県等に対して、断水等被害情報の積極的な収集及び円滑な連絡・対応を要請（9/7）。

4 社会福祉施設等関係

(1) 高齢者関係施設の被害状況

千葉県茂原市において1施設に床上浸水及び断水あり。（9/9）→断水は復旧済み（9/10）

千葉県千葉市において1施設に断水あり。（9/10）→復旧済み（9/11）

福島県いわき市において2施設に床上浸水あり。うち1施設は他施設への避難を実施。（9/11）

上記被害があった施設において、人的被害なし。

引き続き情報収集に努める。

市町村名	被災施設数		被災状況別内訳					
			浸水等		停電		断水	
	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在
千葉県	2	1	1	1	-	-	2	-
<small>もばらし</small> 茂原市	1	1	1	1	-	-	1	-
<small>ちばし</small> 千葉市	1	-	-	-	-	-	1	-
福島県	2	2	2	2	-	-	-	-
<small>し</small> いわき市	2	2	2	2	-	-	-	-
合計	4	3	3	3	-	-	2	1

(2) 障害者関係施設の被害状況

千葉県千葉市において1施設に床上浸水あり。(9/11) →復旧済み(9/12)

上記被害があった施設において、人的被害なし。

引き続き情報収集に努める。

市町村名	被災施設数		被災状況別内訳					
			浸水等		停電		断水	
	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在
千葉県	1	-	1	-	-	-	-	-
ちばし 千葉市	1	-	1	-	-	-	-	-
合計	1	-	1	-	-	-	-	-

(3) その他

各都道府県・指定都市・中核市に対し、台風の影響による社会福祉施設等の被害情報の収集体制の確保や停電時の支援体制の確認とともに、速やかな被害状況等の把握と情報提供を依頼。併せて、都道府県等を通じて、社会福祉施設等の管理者に対し、気象・防災情報やハザードマップに留意しつつ、早期避難など必要な対策をとるよう注意喚起を依頼。(9/7)

5 保健・衛生関係

(1) 人工呼吸器在宅療養難病患者

各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市に対し、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請(9/7)。

患者団体に対し、地区支部を通じて、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者への被害情報の把握について協力を依頼(9/7)。

現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(2) 人工透析

各都道府県に対し、透析医療の提供が困難となる事態にも対応できるよう注意喚起を行うとともに、被害状況確認の連絡体制確保を要請した。また、日本透析医会に対し、情報共有について協力を依頼した。(9/7)

現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(3) 被災者の健康管理

・各都道府県・保健所設置市・特別区、DHEAT事務局に対し、連絡体制の確保を依頼(9/7)。

・各都道府県・保健所設置市・特別区に対し、被災地で保健師などが行う

保健活動に活用するための資料をまとめた事務連絡を送付し、避難所生活を送る被災者の健康管理を行うに当たり、十分な対策を行うよう要請（9/7）。

・現時点で保健所の被害報告なし。引き続き情報収集に努める。

(4) 避難所における咳エチケットや手指衛生、換気の徹底といった感染予防対策を含め、災害に係る感染症予防対策について事務連絡をリーフレットと共に発出した（9/9）。

※「令和5年台風第13号に伴う災害にかかる感染症予防対策等について」（令和5年9月9日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡）

(5) 公費負担医療

公費負担医療（原爆、感染症、難病、小慢、特定疾患、肝炎等）について、受給者証等がなくても受診でき、緊急の場合は指定医療機関以外の医療機関でも受診できる取扱いとする旨の事務連絡を都道府県等に発出（9/9）。

※「【事務連絡】令和5年台風第13号に伴う災害の被災者に係る公費負担医療の取扱いについて」（令和5年9月9日付け関係課連名事務連絡）

6 地方支分部局関係

(1) 都道府県労働局関係（管内の状況） 【9月11日（月）18:00時点】

○千葉労働局

千葉南公共職業安定所の付属施設である「東金市地域職業相談室」について、大雨の影響で床上3センチ程度の浸水が発生したため、9月8日13時00分より閉庁とすることを決定。千葉局ホームページで周知対応済み。

当相談室が入居している市の施設が浸水の影響により停電していたため、システムも稼働できていないことから閉庁を継続していたが、停電は復旧しシステムが稼働できることが確認取れたため、9月12日より業務再開する。

7 労働基準関係

(1) 労災病院における被害状況

福島労災病院において浸水被害が発生

① 浸水場所：地下1階

（中央監視室、ボイラー室、電気室、厨房、職員食堂等）

② 浸水時間：9/9未明（推定）

※地下には夜間は職員がおらず、早朝出勤した職員が発見。

③ 浸水の影響

○厨房の浸水による食事提供への影響

- ・業務用冷蔵庫3台停止：修理不能につきレンタルを検討中
- ・地下まで使用可能な業務用及び配膳用エレベーター停止。
→配膳用エレベーターが復旧。配膳の問題は解決
→停止していた業務用エレベーター1台についても9/11復旧。
- ・患者給食についてはプロパンコンロで調理が可能。院内調理が継続できることを確認。

○ボイラー室浸水による影響

- ・小型貫流ボイラー用供給ポンプが冠水のため故障、ボイラー停止。
→9/11復旧。ボイラー停止に伴い発生していた以下の問題は全て解消。
- ・全館空調停止
- ・手術滅菌
- ・食器洗浄機
- ・給湯

○診療への影響：救急受入れも含め、診療制限はしていない。

○ライフラインへの影響：電気、ガス、水道は問題なし。

④ 自治体との連携

9/9 いわき市保健所及び福島県災害対策本部から被害状況に関する問合せの電話があり回答済み。

(2) 労働災害状況

○茨城労働局管内において、バイクで新聞配達中の労働者1名が、用水路に転落し死亡。(9/9)

(3) 被災地域の労働者等への支援

- ・(独)労働者健康安全機構において専用のダイヤルを設け、事業者、労働者及びその家族等被災された住民に対するメンタルヘルス・健康相談に対応(9/11～)
- ・労災年金担保債権管理回収業務における返済条件の緩和等について、実施機関の(独)福祉医療機構のホームページにより周知。(9/11)

(4) 労働基準関係の業務運営について

- ・各都道府県労働局に事務連絡を発出し、被災地域における労働基準関係の業務運営について指示(9/11)。(事務連絡「甚大な自然災害時における労働基準関係行政の運営について(令和5年台風第13号による災害)」)
 - ①労災保険給付の請求について、事業主等の証明が受けられなくても請求書を受理する等の手続きの簡略化
 - ②労働保険料等の納付について、事業主等からの申請に基づく猶予措置等の実施
 - ③企業が倒産等し賃金未払のまま退職を余儀なくされた労働者に対する

未払賃金立替払制度の申請手続きの簡略化

(5) 勤労者生活関係

①勤労者退職金共済機構

- ・ 被災した共済契約者（事業場）の掛金についての納付期限の延長、支払手続の簡素化等の取扱いが可能な旨を機構ホームページにて周知（9/11）。
- ・ 被災した財形持家転貸融資返済中の方に対する返済猶予等の措置及び住宅等に被害を受け新たに財形持家転貸融資を受ける方に対する貸付金利引下げ措置を機構ホームページにて周知（9/11）。

②労働金庫（ろうきん）

- ・ 通帳等のない場合の預金引き出し等及び特別融資の実施について、労働金庫のホームページにて周知（中央労働金庫、東北労働金庫（9/11））。

8 障害者支援関係

(1) 被災した要援護障害者等への対応について

災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要援護障害者等について、特別な対応（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、障害福祉サービス事業所等で災害等による定員超過利用が認められることなど）について周知し、特段の配慮を要請（9/9福島県、茨城県、千葉県）

(2) 指定就労継続支援 A 型事業者の運営に関する基準の取扱い等について

被災した就労継続支援 A 型事業所等について、生産活動収入の減少が見込まれるときには、自立支援給付を賃金等に充てても差し支えない旨を都道府県等に周知。（9/9）

(3) 障害児者の安否確認等について

市町村が障害児者についての安否確認を行うとともに、相談支援事業者等と連携しつつ、必要なサービス提供につなげる旨を都道府県等に周知。（9/9）

(4) 特別児童扶養手当等に係る提出書類の省略等について

特別児童扶養手当等の認定等に係る提出書類の省略や一定の被害を受けた被災者に係る所得制限の特例措置等について都道府県等に要請（9/11）

9 薬局、薬剤師、輸血用血液製剤、毒物劇物関係

(1) 薬局、薬剤師

・ 各都道府県等に対し、注意喚起するとともに、薬局等の被害状況、支援ニ

ズを把握した場合には報告するよう依頼（9/7）。

・現時点の被害状況は以下のとおり。引き続き情報収集に努める。

	被害件数	詳細状況
福島県	南相馬市 1 件	浸水 1 件（営業可 1 件）
福島県	いわき市 10 件	浸水 10 件（営業可 7 件、営業再開 3 件、営業不可 0 件）

（2）輸血用血液製剤

・日本赤十字社等に対し、台風第13号についての注意喚起とともに、輸血用血液製剤関係の被害情報等の収集と報告を行うよう依頼（9/7）。

・現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

10 介護保険関係

（1）被災した要介護高齢者等への対応について

災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要介護高齢者等について、特別な対応（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、介護保険施設等で災害等による定員超過利用が認められることなど）について周知し、特段の配慮を要請（9/9福島県、茨城県及び千葉県）。

当該周知、要請を行ったことにつき、各都道府県・市町村にも連絡（9/9）。

また、各都道府県・市町村に対し、被災者は被保険者証等を提示しなくても介護サービスを利用できるよう対応することを可能とする事務連絡を发出（9/9）。

（2）被災した要介護高齢者等の安否確認等について

市町村が要介護高齢者等について、地域包括支援センターや介護支援専門員等への協力依頼等の方法により、安否確認を行うとともに、必要なサービス提供につなげる旨を周知（9/9福島県、茨城県及び千葉県）。

日本介護支援専門員協会に対し、要介護高齢者等の被害状況の把握について協力を依頼（9/9）

（3）避難所等で生活する要介護高齢者への配慮事項等について

災害救助法が適用された自治体に対して、避難所等で生活する要介護高齢者に対する支援にあたって、必要なサービスが受けられるよう、居宅介護支援事業者等に協力を依頼するよう要請（9/9福島県、茨城県及び千葉県）。

（4）被災に係る介護報酬等の取扱いについて

要介護高齢者等や介護サービス事業所が被災した場合における介護報酬等の取扱いについて、緊急的に柔軟な対応が可能であることを周知（9/9）。

11 災害ボランティア関係

- 社会福祉協議会において災害ボランティアセンターが開設されている市町村は、3県6市1町であり、詳細は下表のとおり。

県名	市町村名	開設日	閉鎖日
福島県	いわき市	9月10日	—
茨城県	たかはぎし 高萩市	9月9日	—
	きたいばらきし 北茨城市	9月9日	—
	ひたちし 日立市	9月11日	—
千葉県	もばらし 茂原市	9月10日	—
	ちょうなんまち 長南町	9月11日	—
	おおあみしらさとし 大網白里市	9月12日	—

※ニーズ調査中のためボランティアの募集を開始していない場合等がある。
 ※募集範囲を当該市町村内や同一県内在住者等に限定している場合がある。

12 医療保険関係

- 被災に伴い被災者が被保険者証を保険医療機関に提示できない場合においても医療保険による受診が可能である旨について、関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請（9/8）。

※「令和5年台風第13号に伴う災害の被災者に係る被保険者証等の提示等について」（令和5年9月8日付け保険局医療課事務連絡）を送付（9/8）。

- 全国健康保険協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、社会保険診療報酬支払基金及び地方厚生（支）局に対して、災害その他の特別の事情がある被保険者に係る一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができる旨を改めて周知。

※「災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱い等について」（令和5年9月9日付け保険局保険課事務連絡）を送付（9/9）。

- 各都道府県に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料（税）・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。

※「災害により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料

（税）等の取扱いについて」の再周知について」（令和5年9月9日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）を送付（9/9）。

※平成25年5月に発出した事務連絡を再周知。

- 各都道府県等に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。

※「令和5年台風第13号に伴う災害による後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて」（令和5年9月9日付け保険局高齢者医療課事務連絡）を送付（9/9）。

- 被災者がマイナンバーカードを保険医療機関等に持参できない場合においても、オンライン資格確認システムで薬剤情報等が提供可能となる緊急時機能のアクティブ化を実施（9/8）。関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請（9/8）。

※「令和5年台風第13号に伴う災害にかかるオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について」（令和5年9月8日付け保険局医療介護連携政策課事務連絡）を送付（9/8）。

13 雇用関係

- 雇用保険関係

- ・ 各都道府県労働局宛に事務連絡を発出し次の事項を指示（9/11）。（事務連絡「災害救助法適用時における求職者給付の支給に関する特例措置に関する留意事項等について」）

- ① 災害により休業するに至った事業所の早急な把握に努めること、当該事業所の労働者で一時的に離職を余儀なくされた者は基本手当の特例措置の対象になること等
- ② 被災地域の受給資格者に対する配慮（失業認定日変更、必要書類の確認、失業の認定における弾力的な取扱い等）を行うこと

14 年金関係

（1）日本年金機構に対して、災害により被災した被保険者に係る国民年金保険料の免除を行うよう指示するとともに、市町村に対しても周知（9/11）。

※平成16年12月10日に発出した「災害に伴う国民年金保険料の免除事務について（通知）」の再周知について、令和5年9月11日付け厚生労働省年金局事業管理課長通知を送付。

(2) 年金担保債権管理回収業務及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務における返済条件の緩和等について、実施機関の(独)福祉医療機構のホームページにより周知。(9/11)

15 消費生活協同組合関係

- 共済事業を実施する消費生活協同組合及び同連合会に対し、被災した共済契約者について、掛金の払込期間の延長や共済金の請求手続きの簡素化等の取扱いが可能な旨を周知。(9/11)

以上